

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年5月22日

大阪税関長 中山峰孝

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原 因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
大谷煙火製造所 大阪府大阪市平野区瓜破3丁目3番58号	大谷煙火製造所二色貯蔵庫 大阪府貝塚市二色中町9番3	廃業	—	令和2年 4月30日